

衆議院
第十九回国會

午前十時四十五分開議

委員長 稻村 順三君

理事高瀬 傳君 理事下川儀太郎君

理事 船田 中君 山崎 巖君

松前 重豪君 辻 政信君

理事加藤 宗平君 理事武田信之助君

内田	信也君	岸	信介君
自來	久常君	西村	久之君

楠美 省吾君
園田 直君

出席政府委員

經濟審議政務次官 深水 六郎君

内閣委員会専門員	亀井川 浩君
----------	--------

濟安定委員會專門員 圓地與四松君

菅田清治郎君

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一号）

〔稻村内閣委員長委員長席着に
く〕

○**稲村委員長** これより内閣委員会経
済安定委員会連合審査会を開き、行政

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（各行政機關の職員（の定員））

第二条 各行政機關の職員（の定員は、左の表に掲げる通りとする。

通商産業省		農林省			厚生省		文省部		大蔵省		外務省	法務省	
本省 特許庁 中小企業庁		本省 食糧庁 林野庁 水産庁			本省		本省 文化財保 護委員会		本省 国税庁		本省	計	公安審査委員会 公安調査庁
一二、二八八人 七三五人 一五九人		二二三、七四二人 二五、四三八人 二〇、八三四人 一、三七〇人			四二、九三三人		六一、四九七人 四二四人		七一、九六四人		一、六五四人	四三、四六五人	一〇人 一、六三七人
							うち六〇、〇〇六人は、 国立学校の職員とする。						

のとし、その定員は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、警察庁に関する部分は、警察法（昭和二十

一日（警察庁については、警察法施行の日）において新法第二条第一項の（定員第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。）又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間（警察庁については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の出出に基いて臨時待命令命を承認することができる。

11 前項の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認する場合の手續については、国家人事委員会規則で定めるところによる。

12 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員（以下「臨時待命職員」という。）は、国家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

13 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、新法第二条第一項の定員（第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）の外に置かれるものとする。

14 臨時待命職員には、その臨時待命の期間中は、国家人事委員会規則で定めるところにより、一般職

の職員に給する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基く俸給、扶養手当及び勤務手当（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けない者である職員にあつては、政令で定めるこれらに準ずる給与）を支給するものとす。その他の給与は、支給しないものとす。

15 臨時待命職員は、左に掲げる区分により、臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた日から起算して臨時待命期間の満了する日の翌日から当然に国家公務員としての身分を失ふものとす。

勅令期間による区分 臨時待命期間

六月以上三年未満の者	一月
三年以上五年未満の者	二月
五年以上七年未満の者	三月
七年以上十年未満の者	四月
十年以上十五年未満の者	六月
十五年以上二十年未満の者	八月
二十年以上の者	十月

16 前項の勅令期間の計算については、政令で定める。

17 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失ふ。

18 教育職員特別法（昭和二十四年法律第一号）第六條に規定する者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、同法同條の規定の適用はないものとする。

19 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四條第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命職員になつたときは、その臨時待命期間中、

なお同法同條但書の適用があるものとす。

20 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十條ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。

21 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條中「五十九人」を「五十七人」に改める。

22 会計検査院及び法制局においては、昭和二十九年四月一日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）に、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間においてその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することが出来る。

23 前項の場合において、会計検査院については第十一項、第十二項、第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局については第九項、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第九項及び第十三項中「新法第二條第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六條」と読み替へるものとす。

24 地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員及び警察法第五十五條に規定する地方警察官（以下「地方職員」という。）の数は、昭和三十年七月一日（地方警察官については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令（地方警察官については、警察法第五十六條第一項の規定に基く政令）で定める定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間（地方警察官については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間）に整理されるものとす、それまでの間は、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

25 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日（地方警察官については、警察法施行の日）において、地方自治法附則第八條の規定に基く政令若しくは警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定める定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の常時勤務する地方職員（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間（地方警察官については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において、その地方職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承

認することができる。

26 前項の場合において、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第十三項中「新法第二條第一項」とあるのは、「地方自治法附則第八條の規定に基く政令又は警察法第五十六條第一項の規定に基く政令で定める」と読み替へるものとす。

○農村委員長 それでは質疑に入ります。武田信之助君。

○武田委員 経済安定委員会の方から申入れをしておりますにかかわらず、関係の者が、出席に不勉強でまことに申訳ございませんが、私が一人参りましたので代表して質問を申し上げます。

経済審議庁の現在の定員は三百九十五名であります。経済審議庁の発足の当初は、経済安定本部というので非常に龐大な機構を持っております。もちろんその当時は統制経済が強度に行われておりました。また諸般の経済情勢から考えまして、当然必要がありましてために龐大な機構があつたと思ひますが、その後だんだんと統制経済の撤廃、また情勢の変化等に應じまして、現在ではわずかに三百九十五名の定員をもつてやつておるのであります。ところがこの三百九十五名に対しては、行政管理庁との打合せの結果によりまして、そのうちから二十八名の定員を減らすという下打合せができておるのであります。ところが今日は再びこのデフレ政策と申しますか、だんだん経済の情勢が著しく変化を生じて参りました。これらの変化に即応

いたしましたして、経済審議庁におきましてもさまゝなる経済上の計画を立てなければなりません。またデフレ政策に即応するところの諸準備もいたさなければなりません。こういうような情勢にかんがみましますと、経済審議庁の使命が非常に重大になつて参つておるのであります。従ひましてそれらの重大なる経済政策の大転換に即応いたしまして、この三百九十五名という定員をこれ以上減らすことは、實際に事務執行の上に重大なる支障がある、こういう観点に立ちまして、経済安定委員会におきましてはこの三百九十五名の定員をそのままに存置いたしたいという希望を持つておるのであります。この点につきまして、先般委員会におきましては打合せをいたしました。そしてこのことについて行政管理庁に対して見解をお尋ね申し上げたい、こういうのが経済安定委員会の連合審査の申入れの趣旨でございます。この点につきまして行政管理庁の御見解を承りたいと存する次第であります。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。まず最初に申し上げたいと存じましては、このたびの行政整理におきましては、内閣をいたしましてその職務の重要性のいかんを問はず、あらゆる行政部門におきましてこの際ある程度の整理は必ず引受けていただく、もちろんその職務の重要性、緊密性によりまして、その整理の率につきましても、十分実情を考慮いたしますけれども、どのような重要部門であろうとも、この際行政の簡素化という大原則の上に立つて、この整理を引受けていただく。こういう原則を立てていることを御了承願ひたいと思ひます。

次に第二点といたしましては、経済の今後の企画と調整に当る行政機構の重要性ということ、十分考慮しなげねばならないということ、念頭に置きながら、しかもこのたびの整理におきましては、大体第一線の業務あるいは現業であるとか、そういう事務量と人員とが密着していて人を減らすことによつて、ただちに国民に対するサービスの量質が低下するということ、なものを、従いましては、特に低率をかける。

従いましてその反面におきまして、中央官庁の企画、調整、連絡、というような部門におきましては、その業務の弾力性に應じて、比較的高い率をかけるという原則をとつたこと、でございます。具体的に申しますと、結局第一線の現業部門においては低く、中央官庁の企画面においては高い率をとつたということでありまして、従いまして原則といたしましては中央の企画官庁、これは各省を通じて企画調整部門を持つてゐるわけでありまして、その部門におきましては、原則として二割というような高い率をかけておるわけでありまして、経済審議庁におきましては、特に事務の性質の重要性にかんがみまして、ことに従来の経済安定本部時代からきつめて縮小して来たというような事情も勘案いたしまして、定員三百九十五名のうち特に低率の、他の省に比べますときわめて低い率を考慮いたしまして、わずかに二十八名、これを二十九、三十年の二年間において整理する。従いまして、二十九年度におきましては十七名にとどまる、これを現在の欠員及び特別待命の数と照し合せて見ますと、決して無理な数ではない、しかもこのような十七名を二

十九年度において整理することによつて、経済審議庁の部面の遂行につきましては、支障なくやつて行ける。將來、お説の通り計画経済と申しますか、方向経済と申しますか、あるいは統制というものが、もしも実施される場合には、行政の面におきまして、人をふやす必要が起るであろうということ、は想像されるのでありますが、二十九年度におきまして、現在の経済審議庁の行政は、この程度の整理によつても十分やつて行けるであろうということで、私もその方と経済審議庁と十分打合せまして、経済審議庁の積極的な協力を得まして、この程度減らすことにいたしました次第でございます。御了承ください。

人員整理を策定いたします場合には、二十九年年度においては、二十八名のうち十七名の整理をすることに相なるわけでありまして、これによりまして、二十九年度におきましては経済審議庁の使命を達成するのに満足とは申しませんが、行政整理という大きな使命と、経済審議庁の持つてゐる使命とを調和して行けるというような点におきましては、経済審議庁と打合せ、各方面とも十分検討の上に、これをやつて行けるという行政整理としては確信を持つてやつた次第であります。

なご念のために申し上げておきますけれども、ただいま各省から兼務として二十二名借りております。民間からも七名実は非常勤として借りて、いろいろの仕事をしておりますので、できるだけその力を尽して、これからの経済政策の面にも皆さん方の御期待に沿うようにいたしまして、苦しい中を切り抜けて行きたいという覚悟を持つておる次第でございます。

現在、経済審議庁の特別待命の承認を与えた者は五名、それから欠員が五名、合せて十名でございます。

〇武田委員 今の説明では二十八名というものは経済審議庁と十分なる打合せの上でできたということでありまして、二十八名を減員するという計画を立てた当初と今日とは、経済情勢が非常にかわつて来ておる。経済審議庁が行うべき役割も非常にかわつて来ておる。こういうような新しい情勢が加味されて、そうして二十八名というものを考へられたかどうか。さらに経済審議庁としましては、行政管理庁と了解の上で二十八名ということをして承しておるということでありまして、もしもそうだとするならば、それで経済審議庁としての機能を十分に發揮することができるといふ自信を持つておるかどうかが、また情勢が刻々と変化して参りますが、それらに対しての十分なる対策ができておるかどうかが、この点を伺つておきたいと存じます。

〇深水政府委員 たいだいま行政管理庁の方からも御答弁がございましたが、私たちが方々を御案内したとき、実は最初安定期本から移りますときに、御承知のように三百九十五名になりました、きめうくつてはございますが、私たちは今までのことだけのこと、をいたして来たのでございまして、でき得ればそういう事情も勘案して、相当われ／＼のことは考へてもらいたいということ、を申ししたわけでございます。しかし行政整理という大きな使命、私たちがやるだけ総力をあげてやつて行けば、とにかく十分と申しますか、ほんとうに満足の行く程度と申しますか、そこまではどうか知りませんが、しかしわれ／＼として相対、十分な使命は達し得る、しかし非常に私たちがこれでは苦勞しておるわけでございますけれども、やむを得ないという考えも持つておつたわけでございます。最初に出しましたのは大体十二名程度のことを私たちは考へておつたのでございまして、非常に苦しいが、最低限この程度ならばやつて行けるのではないかと

〇武田委員 それでは重ねて経済審議庁にお尋ねするのでありますが、最初に経済審議庁において十二名の整理案、十二名程度ならばやむなく了承する、という案を出してあるやうであります、その後これが二十八名になつておる、しかも経済情勢がかわつて来ておる、経済審議庁の任務も非常に重くなつて来ておる。こういう場合でございまして、最初の十二名程度にこれをしますというやうな、つまり復活要求と申しますか、ういそ交渉を経済審議庁と行政管理庁との間で行うという考えを持つておるかどうかが、この程度で切つておくのかどうか。その点ひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

〇深水政府委員 借りておりますのは、行政整理が問題になつてからでは

〇岡部政府委員 借りであります。これは、行政整理が問題になつてからでは

〇岡部政府委員 借りであります。これは、行政整理が問題になつてからでは

〇岡部政府委員 借りであります。これは、行政整理が問題になつてからでは

〇岡部政府委員 借りであります。これは、行政整理が問題になつてからでは

〇岡部政府委員 借りであります。これは、行政整理が問題になつてからでは

ないのでございまして、前々からそういうふうな、総合調整という意味も経済審議院が持つております関係上、兼務ということで仕事をやつておるわけでございます。それと民間からのやはり財政金融その他のいろ／＼な問題がございまして、非常勤として手助けをいただいておるという程度でございます。

○平井委員 審議院にはいろ／＼重要な経済面の仕事がありますが、深水政務次官の話では不承々に政府の方針通り二十八名を承認した、しかも政府予算であるからやむを得なかつたというお気持ちであるのか。これは二十八名減らせば、どうしても仕事にさしつかえがある、これではできませんというのか。これはおそらく管理庁と打合せて、承諾してくれと言われたから承諾したものでありましようが、その点はわかりましようけれども、審議院という庁は、三百九十五人ですが、庁としてはよその局くらいしかありません。局でもこれより多いのがあります。あまりにも貧弱のように考えますが、政務次官は審議院は拡張して行くというお気持ちがあるか。これに対して進捗するという政治的な信念をお持ちであるかどうか。この点をお尋ねして私の質問を打切ります。

○深水政府委員 御承知のように、審議院の使命と申しますか、現在の位置というものをいろ／＼考えますと、安定本部から審議院になりましたときにはほとんど風局でございました。それをたとえば調整部という一部がほとんど全部背負つておる。それから内閣に附加された審議院でやらなければならぬ仕事がある。あるいは付属機関とし

てのいろ／＼の審議会、その他重要な仕事がありますので、私たちこの情勢、特に日本の経済情勢がこうなつて来ると、その使命がますます大きくなつて来るのではないかとこのうふうにも考えております。将来いろ／＼考えなければならぬ問題で、ただいま平井さんのおつしやいましたような問題につきましても、十分検討して善処して行きたい、かように考えます。

○杉村委員 この経済審議院の人員を減らすという事は、それはやはり当局の考えにもよることでは、われわれ／＼から考えますと、どうもわれわれ経済安定委員として安定委員会に出て、いろ／＼資料もいただき、研究もしておるのであります。ほんとうに日本の経済安定をさせるために働いてもらおうという事になると、今日の三百人よその現在の人員では、どうも物足りないという感じがするのであります。それで各省におきまして、いろ／＼法案、経済問題を研究されまうけれども、それはみな分科的なものであり、みな我田引水的な研究が多いのであつて、ほんとうに日本の総合的経済を研究して事をやつて行くということにつきましても、どうしても経済審議院あたりが総合的に、全体的に十二分に研究して、その上に立つたところの各省の経済関係を研究しなければならぬと思ふのであります。現在の状態はそういうふうでもなくて、現在の経済審議院というものは研究はされておるでしょうが、そういう点において私ははなはだ不十分なような気がするものであります。従つて経済安定委員会などというものは仕事らしい仕事をしておりません。このころ見てい

ても電気料金の値上げ問題が初めてこの国会で取上げられた状態ですが、こういう状態であると、あつてもなくてもよいというふうな事になつてしまふのであります。要するに経済審議院が仕事をやり得るということについてはどうすればよいのか、根本的に日本経済を安定させるために、総合的にどういうことをやつて行つたらよいかという事について、審議院としてはどういうふうにお考えになつておるか。その根本のお考えをひとつ伺いたい。

○深水政府委員 お答えいたします。ただいまおつしやいましたように、日本経済の安定と申しますか、この経済情勢に処して行くために、私たち非常に大きな重要任務を持たれておると思ひます。また現在そういう方面について極力全力をあげて力を尽しておるわけでありましようけれども、御期待に沿ひ得ない点もあるかもしれましようが、しかし私たちがいたしましては、安定委員会でもいろ／＼御説明申し上げておりますように、できるだけ力尽して勉強もし、また資料も集めて、あらゆる面におけるだけの成果をあげるように努力しておる次第であります。なお私たちといたしまして、現在の経済情勢という事にかんがみまして、一段の力を尽して行きたい、また審議院のあり方というものにつきましても非常に私たちが考えさせられる点もありませんので、なおいろ／＼の機会に御意見を承り、また経済安定委員会の皆様方の御意見御忠告によりまして、審議院のあり方というものについてなお一層の検討を加え、ほんとうに日本経済の安定に寄与するように力を尽して行きたいというふうにお考えでおる次第でございます。

○杉村委員 私は内閣に伺いたないので、人員整理をしてどれぐらゐの費用が浮ぶかという問題です。要は国の経済の問題でありましようが、われわれが決算委員会を通して調べたところによりますと、昭和二十五年の一般会計において、未収の額がどれぐらゐあるかという、五百六十二億六千七百円ある。特別会計で三百二億八千万円、さらに昭和二十六年度におきましても同じようにあるし、昭和二十七年においても同じようにある。いろ／＼税金においてもその他の収納金におきましても、当然に入るべき金がとれないのである。それは役人の手が不足なのかどうか、あるいは監督が悪いのかどうか知りませんが、これがほんとうに役人が完全に仕事を遂行いたしますならば、今私が申し上げたような、当然に収納すべき金が収納されないでおるようなことはないはずである。ところが年々そういうようなことが繰返されて行くのであります。今どれぐらゐの人員を整理するか知りませんが、このような莫大の金がとれないで済んでしまつておるのであります。そうすると他の各省においても、はたして人員が多いのかどうか。手不足のためにこういうことになつておるのか、あるいは政府当局がまったく無責任な政治をやつておるために、こういうようなことになつておるのであるか、両者いずれであるか知りませんが、いずれにしてもほんとうに徹底的にやるとすれば、決して手が余つておると思われぬ。この点を完全に利用して完全に働いてやつたならば、人員整理をして浮ぶよりも、もつと多い金が入つて来

るのである。それでそれからいうようなことにつきまして、やはり経済審議院はさしたあたり、私が今申しましたような収入関係には直接影響はありませぬけれども、この人間を全体的に活動して使つたならば、まだ／＼経済審議院は活動することによつて、国に益するところの利益がどれだけあろうか。経済審議院のあり方について、あるいは現在の状態においても、いまだ研究をして、経済審議院が各省に資料を提供してやるなりなんなりしてやりますならば、各省においてこういうようなこととるべき金もとらずにあるようなことが起るのであるから、一方において積極的に行ふならば、やつぱり益するところが出て来るのじやなからうかと思う。それを十人か十五人か二十人か、それぐらゐのものを減らして、この日本の国の財政をどうしようといううようなきわめて消極的な――いよいよこれから日本の経済をます／＼振興して行くというときに、この経済審議院の人間を二十人よその減らしでどうしようなんというこんな消極的な考えでは、私はほんとうに日本の経済の興隆ははかれないと思ふのであります。ことに政府当局の役人に対する監督監督といひますが、そういうことを怠つておるのではないか。むしろいまだこれを積極的に行つて行けば、こんな首切りをやらなかつた事が落むと思ふのですが、これに対する御所見を伺いたい。

○岡部政府委員 お答えいたします。このたびの人員整理、これはいろ／＼な見方があろうかと思ふのであります。一面におきましてはきわめて不十分であるという見方もございましよう

し、また仕事が多いのに人を減らし過ぎるという見方もあろうかと思うのでありますが、要するにこのたびの人員整理の総数は約六万と御承知いただきたいのであります。それによりまして、平年度におきまして節約し得る国費は、概算百五十一億と見積つております。

なお現在滞納額が相当巨額に達しておるじやないか、それは人手不足によるものではなからうかというお尋ねでございましたが、そういういろ／＼な事情につきましては、大蔵当局から御説明申し上げることにした方がよろしかろうと思ひます。

○杉村委員 今伺えば、日本中の人を減らして百五十一億というのですが、本年度におきましては、農林省の食糧庁だけでも六十億も正しからざるところの金が使われておる。これをひとつお考へだすともわかるじやありませんか。今お答へのような人間を減らしてみて、わずかに百五十億です。ところが今私がここにあげているこの数字は、私がいいかげんなことを申し上げるわけではないのです。これをいま少しく正しく財政の運用をやつたならば、百五十億や二百億、三百億ではない金が浮んで来ることは、数字の上で証明されるのであります。大蔵当局がいましたら、それをひとつ伺ひたい。

○岡部政府委員 私ども国費から百五十一億を節約できるということは、決して少額とは考えていないわけでありますが、なおこのたびの人員整理の計画によりまして、それ／＼の各省において現在あるいはそれ以上の能率を發揮し、公務を遂行するのに支障がない。経済審議庁におきましては二年度

にわたりました二十八名であります。が、二十九年度におきまして十七名、定員においてこれだけの数であります。が、これらを整理するということとは、これによつて経済審議庁の機能をいささかも阻害しないという見地から、減らしておるわけでありまして、ごくわずかでありましてでもできるだけ人員を減らし、それによつて行政費を節約して、ひいて国民負担の軽減をはかるように努めたい、こういう考えでございますから、御了承いただきたい。

○杉村委員 ただいまのお説によれば、経済審議庁の機能の効率に影響はない、こういうことをおつしやられておるのですが、そうすれば、今までの経済審議庁の役人はそれだけサボつておつたということをお認めになるのじやないかと思ひます。われ／＼はそうは考えられないが、やはり今までの人間はそれだけ遊んでおつたというお氣持から、そうお答へになるのであります。か、その点だけ伺つておきます。

○岡部政府委員 お答へ申し上げます。このたびの整理は、結果から見れば、各省／＼なパーセンテージになるわけでありまして、これらの人数を減らすことができたのは、現在の職員が今までサボつていたとかいう意味からこれを減らすということはないのであります。これは毛頭ございませぬ。現在あるいは従来の職務のやり方を／＼改善をして、内部機構を合理化する、内部事務組織を改善し、簡素化することによつて、これだけの人間を浮び出して、従来以上の成績を上げるといふのであります。現在あるいは従来の仕事のやり方においてもう改善の余地がないということはないの

であります。これは各省の御努力によりまして、従来のやり方を改善し、そして今後減らした人数をもちまして、従来通りあるいはそれ以上の仕事をやつて行こう、こういう考え方でございませぬ。

○稻村委員長 他に御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、内閣委員会、経済安定委員会連合審査会はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

昭和二十九年四月六日印刷

昭和二十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局